

# 第 1 編 総 論

## 第 1 章 町の責務、計画の位置づけ、構成等

町は、町民の生命、身体及び財産を保護する責務にかんがみ、国民の保護のための措置（以下「保護措置」という。）を的確かつ迅速に実施するため、以下のとおり、町の責務を明らかにするとともに、町の国民の保護に関する計画の趣旨、構成等について定める。

### 1 町の責務及び町保護計画の位置づけ

#### (1) 町の責務

町（町長及びその他の執行機関をいう。以下同じ。）は、武力攻撃事態等において、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（以下「国民保護法」という。）その他の法令、国民の保護に関する基本指針（平成 17 年 3 月閣議決定。以下「基本指針」という。）及び兵庫県の国民の保護に関する計画（以下「県保護計画」という。）を踏まえ、町の国民の保護に関する計画（以下「町保護計画」という。）に基づき、町民の協力を得つつ、他の機関と連携協力し、自ら保護措置を的確かつ迅速に実施し、町の区域において関係機関が実施する保護措置を総合的に推進する。

#### 【町が実施する保護措置】（法 16 ）

警報の伝達、避難実施要領の策定、関係機関の調整その他の住民の避難に関する措置

救援の実施、安否情報の収集及び提供その他の避難住民等の救援に関する措置  
退避の指示、警戒区域の設定、消防、廃棄物の処理、被災情報の収集その他の武力攻撃災害への対処に関する措置

水の安定的な供給その他の町民生活の安定に関する措置

武力攻撃災害の復旧に関する措置

#### (2) 町保護計画の位置づけ

町は、その責務にかんがみ、国民保護法第 3 5 条の規定に基づき、町保護計画を作成する。

#### (3) 町保護計画に定める事項

町保護計画に定める事項は、次のとおりとする。

町の区域に係る保護措置の総合的な推進に関する事項

町が実施する保護措置に関する事項

- 保護措置を実施するための訓練並びに物資及び資材の備蓄に関する事項
- 保護措置を実施するための体制に関する事項
- 保護措置を実施に関する他の地方公共団体その他の関係団体との連携に関する事項
- 上記のほか、町の区域に係る保護措置に関し町長が必要と認める事項

## 2 町保護計画の対象

町保護計画においては、町の区域内に居住している人はもとより、通勤、通学、旅行等で町の区域内に滞在する人や町域を越えて避難してきたすべての人（外国人を含む。）及び町の区域内において活動を行うすべての法人その他の団体（以下、これらを「町民」という。）を保護の対象とする。

## 3 町保護計画の構成

町保護計画は、以下の各編により構成する。

- 第1編 総論
- 第2編 平素からの備えや予防
- 第3編 武力攻撃事態等への対処
- 第4編 復旧等
- 第5編 緊急処理事態への対処
- 資料編

## 4 町保護計画の見直し、変更手続

### (1) 町保護計画の見直し

町保護計画については、今後、国における保護措置に係る研究成果や新たなシステムの構築、県保護計画の見直し、保護措置についての訓練の検証結果等を踏まえ、不断の見直しを行う。

町保護計画の見直しに当たっては、播磨町国民保護協議会（以下「町協議会」という。）の意見を尊重するとともに、広く関係者の意見を求めるものとする。

### (2) 町保護計画の変更手続

町保護計画の変更にあたっては、計画作成時と同様、国民保護法第39条第3項の規定に基づき、町協議会に諮問の上、知事に協議し、町議会に報告し、公表するものとする。ただし、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令（以下「国民保護法施行令」という。）で定める軽微な変更については、町協議会への諮問及び知事への協議は要しない。

## 第2章 保護措置に関する基本方針

町は、保護措置を的確かつ迅速に実施するに当たり、特に留意すべき事項について、以下のとおり、保護措置に関する基本方針として定める。

### (1) 基本的人権の尊重

町は、保護措置の実施に当たっては、日本国憲法の保障する国民の自由と権利を尊重することとし、町民の自由と権利に制限が加えられるときであっても、その制限は必要最小限のものに限り、公正かつ適正な手続の下に行う。

### (2) 町民の権利利益の迅速な救済

町は、保護措置の実施に伴う損失補償、保護措置に係る不服申立て又は訴訟その他の町民の権利利益の救済に係る手続を、できる限り迅速に処理するよう努める。

### (3) 町民に対する情報提供

町は、武力攻撃事態等においては、町民に対し、保護措置に関する正確な情報を、適時に、かつ、適切な方法で提供する。

### (4) 関係機関相互の連携協力の確保

町は、国、県、近隣市町並びに関係指定公共機関及び指定地方公共機関（以下「指定公共機関等」という。）と平素から相互の連携体制の整備に努める。

### (5) 住民の協力

町は、国民保護法の規定により保護措置の実施のため必要があると認めるときは、住民に対し、必要な援助について協力を要請する。この場合において、住民は、その自発的な意思により、必要な協力をするよう努めるものとする。

また、町は、消防団及び自主防災組織の充実・活性化、ボランティアへの支援に努める。

### (6) 高齢者、障害者、外国人等への配慮及び国際人道法の的確な実施

町は、保護措置の実施に当たっては、高齢者、障害者、外国人その他特に配慮を要する者の保護について留意する。

また、町は、保護措置を実施するに当たっては、国際的な武力紛争において適用される国際人道法の的確な実施を確保する。

### (7) 指定公共機関等の自主性の尊重

町は、指定公共機関等の保護措置の実施方法については、指定公共機関等が武力攻撃事態等の状況に即して自主的に判断するものであることに留意する。

### (8) 保護措置に従事する者等の安全の確保

町は、保護措置に従事する者の安全の確保に十分に配慮する。

また、要請に応じて保護措置に協力する者に対しては、その内容に応じて安全の確保に十分に配慮する。

(9) 外国人への保護措置の適用

町は、日本に居住し、又は滞在している外国人についても、武力攻撃災害から保護すべきことに留意する。